

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の供用開始

建築基準法に基づく道路の位置指定

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

指定自立支援医療機関の指定

(道路維持課) 四五三

(建築指導課) 四五三

(環境生活政策課) 四五五

(同) 四五五

(保健医療課) 四五五

告 示

第二千二百八十九号

平成二十三年十月十四日

(金曜日)

岐阜県告示第五百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の年月日)
県道	北野線	岐阜市出屋敷七一六番地先地内	五〇〇	平成二三年一〇月一四	平成二三年一〇月一三

岐阜県告示第五百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により公告する。

岐阜建築事務所

平成二十三年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

西濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
揖斐郡池田町上田字井ノ裏一一三番	六〇〇	七・五	西建築第一 一五号の七	平成 三・七・六
瑞穂市古橋字神田一一〇二番四	五〇〇	三・五〇	岐建築第八 号の九	平成 三・七・九
同 市祖父江字伯母塚中二九七番四	四六三	三・〇〇	岐建築第八 号の一〇	同 七・四
同 市本田字高田三八七番四	四八五	三・〇〇	岐建築第八 号の一	同 七・〇
同 本巣郡北方町高屋条理二丁目四三番	五〇〇	三・八〇	岐建築第八 号の一	同 七・九
同 瑞穂市牛牧字中尾七〇二番一	四三三	三・九	岐建築第八 号の一三	同 七・二
同 本巣郡北方町芝原西町四丁目四一番	五〇〇	三・三〇	岐建築第八 号の一四	同 七・元
同 瑞穂市牛牧字札木八二〇番四	四〇〇	三・四	岐建築第八 号の一五	同
同 羽島郡笠松町北及字高坪一六〇五番	四三三	三・九	岐建築第八 号の一六	同
同 同 郡 町田代字若宮一一二番	四〇〇	三・二六	岐建築第八 号の一七	同 八・三
同 瑞穂市古橋字土海道一四九九番四	四八五	三・六	岐建築第八 号の一八	同 八・〇
同 市本田字向島三二一番四	四八五	三・〇〇	岐建築第八 号の一九	同 八・元
同 市古橋字長刀一七二五番八	四八〇	三・〇〇	岐建築第八 号の二〇	同 九・三
同 市只越字沖ノ坪九〇七番九	五〇〇	二・九	岐建築第八 号の二一	同 九・六

中濃建築事務所

同	四〇〇	六・五	同	同
揖斐郡池田町市橋字向柳原四一一番	六〇〇	三・三	西建築第一 一五号の九	同 八・五
同	四〇〇	二・七	西建築第一 一五号の八	同 七・九
同	四〇〇	二・六	西建築第一 一五号の九	同 八・五
同	四〇〇	二・七	西建築第一 一五号の八	同 七・九

東濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
同 可児郡御嵩町上恵土字生沢二四四番	六〇〇	二・四	中建築第四 三号の七	平成 三・八・七
同 美濃加茂市加茂野町加茂野字弓場二	六〇〇	三・九	中建築第四 三号の八	同 八・五
同 美濃加茂市西町五丁目一五五番四	五〇〇	三・九	中建築第四 三号の九	同 八・三
同 市蜂屋町上蜂屋字石塚三四	四〇〇	三・三	中建築第四 三号の一〇	同
同 七一番二二及び三三七二番四	四〇〇	三・三	中建築第四 三号の一〇	同
同 関市小瀬字小南九八八番一四	六〇〇	三・七	中建築第四 三号の一	同 八・五

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

同	四〇〇	二・六	東建築第五 五号の五	同 八・三
同	四〇〇	三・三	東建築第五 五号の六	同 八・五
同	四〇〇	三・三	東建築第五 五号の四	平成 三・八・八
同	四〇〇	三・三	東建築第五 五号の五	同 八・三
同	四〇〇	三・三	東建築第五 五号の六	同 八・五

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年九月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Monkey Pod
- 三 代表者の氏名 森 直子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市川部六丁目五七番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、知的障害者の豊かな社会生活を支援し、障害児童の情操と自主性を育み、もって、地元の地域福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年九月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人結び場
- 三 代表者の氏名 若山 栄
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市八幡町城南町二六六番地一五
- 五 定款に記載された目的 この法人は、郡上市地域に於いて肉体的または精神的な不安を抱え社会生活になじめない青少年及びその家族に対して青少年の自宅以外での居場所を提供すると共に

社会生活若しくは教育、自立の支援に関する事業を行い、将来を担う青少年の健全育成を図り地域社会全体の永続的な利益に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
ひさかね医院	高山市西之一色町一丁目四五番地一一	内科・神経	精神通院	平成三三・一〇・一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
ライン調剤薬局倉知店	関市倉知八三〇番	精神通院	平成三三・一〇・一
ピース薬局ぎふはしま店	羽島市舟橋町宮北一丁目三〇番	同	同

平成二十三年十月十四日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター